

議会運営委員会

令和7年9月30日（火曜日）午後2時47分開会

出席委員（10名）

委員長 森本 彰 伸
委員 相馬 剛
委員 星野 健 二
委員 平山 武

副委員長 田村 正 宏
委員 林 美 幸
委員 小島 耕 一
委員 中村 芳 隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長 齊藤 誠 之

副議長 齋藤 寿 一

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

事務局 長 平井 克 巳
議事課長補佐
兼庶務係長 小高 久 美
主 査 黒沢 大 輔

議事課 長 岩波 ひろみ
議事調査係長 長岡 栄 治

議事日程

1. 開 会
 2. 挨拶
 3. 協議事項
 - (1)常任委員会所管の変更について
 - (2)動議ガイドラインの検討について
 - (3)その他
 4. その他
- 次回開催 11月7日（金）午前11時00分 第1委員会室
5. 閉 会

開会 午後 2時47分

◎開会及び開議の宣告

○森本委員長 皆さん、大変お疲れさまです。

本会議終了お疲れさまでした。無事、本会議終了して、必要な議案が議決されたかなというふうに思っております。

今日は皆さん、お疲れのところなんですけれども、かなりの方には大変お待ちもいただかれ、議会運営委員会を開いていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

—————◇—————

◎挨拶

○森本委員長 それでは続きまして、議長から御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○齊藤議長 （挨拶。）

—————◇—————

◎協議事項

○森本委員長 それでは、協議事項のほうに入っていきたいと思います。

まず、①の常任委員会の所管の変更についてということで、これは代表者会議のほうとかでもお話をさせていただいているかなというふうに思いますが、係長のほうから説明のほうをよろしくお願いします。

係長。

○長岡議事調査課係長 それでは、こちら資料のほうを配信いたしました。委員会の所管の変更についてでございます。

まず、経過というところで、一番上の趣旨です

ね。昨年の4月に、執行部のほうの組織の見直しというのがございまして、市民協働推進課が企画部から市民生活部のほうに移管がされたということで、議会側ではそれに伴いまして総務企画常任委員会さんから建設経済常任委員会さんのほうに所管が変わったということでございます。

じゃ、市民生活部というのは一体どんなのを所管しているということで、この四角く囲ったところをちょっと御覧いただきたいんですけども、市民協働推進課は自治会ですとか、あとは多文化共生、また市民協働といった所管と、あと交通防犯課のほうではバスとか、消費生活、そして市民課のほうでは住民票や戸籍ということで、幅広い所管をしているというようなところで。

すみません、1個飛ばして、3番目の常任委員会における所管ということで、地方自治法のほうで、この109条2項ですね、常任委員会はその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うというところで、じゃ、そのどの部分をやるというのがその下にあります委員会条例ですね。そこで、それぞれの部を規定しているので、今は建設経済常任委員会さんのほうに入っているから、市民生活部は建設経済常任委員会さんがやっているというような状況です。

多岐にわたる内容を持つこの市民生活部を本来どこで所管するのがいいのかなというようなことで、この2番の変更案のところをちょっと御覧いただきたいんですけども、まずはやはり各常任委員会さんが実際は取り扱っている内容ですから、委員長さんの御意見をいただいたほうがいいんじゃないかということで、9月11日に正副委員長会議を開催いたしました。

その中では、市民生活部というのはいろいろ入っているんですけども、所管を変えたほうがいいんじゃないかというような御意見が出まして、こ

の四角で囲んだところが最終的な御意見となります。市民生活部の所管を建設経済常任委員会さんから総務企画常任委員会さんに変更してはと。そして、2番目に、変更後はもちろん所管するところが審査をしますので、総務企画常任委員会さんが行いましょう。また、実施については、来年4月からというような御意見が出たところです。

少数意見としましては、正直市民生活部さんというのはいろいろあるので、どこが所管しても少なからず間違いではないんだけど、ただ、総務企画さんのほうの審査として駅周辺整備室が今度特別委員会に移ったというところで、減ったのでその差というのも一つ考え方としてあるんじゃないかといった御意見や、あとは委員の任期というのが2年間ということもあるので、もう一年延ばして2年後でもいいんじゃないか、そういった御意見も併せてあったんですけども、今回はこのような来年かなというような御意見でまとまったということです。

次のページ、ちょっとお開きください。

これ、仮にですけれども、来年の4月から運用するとして、やる場合のざっくりとしたスケジュールにしております。最終的には、3月定例会議で条例の改正をすればできるのかなということでございます。

本日は、正副委員長会議で示されたこの所管の変更ですね、ここについての御意見をいただきまして、議運としてもこれをこのように進めてよろしいかどうか御意見をいただきまして、それがもしなければ今後条例改正とか、そういったところを検討するようになるかな、このようなところでございます。御意見いただければと思います。

以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。

各常任委員会にも一応振って、意見をいただい

ているということではあるんですけども、ここで皆さんから御意見だったり、御質問があればよろしくお願いします。いかがでしょうか。

それぞれの常任委員会で意見を、これ福祉教育でも一応は聞いてはいないですか。建設経済と総務だけですか。

係長。

○長岡議事調査課係長 この正副委員長会議の結論をもって一応直接関わりがあるのが建設経済さんと総務ということで、2つの常任委員会さんでは委員の皆さんに対して移るということについてどう思いますかということで、それぞれの委員会からは賛同をいただいたというふうに聞いております。

○森本委員長 あとは、福祉教育では、多分議論はされていないのかなと思うんですけども、ただ、福祉教育の中でも代表者会議に出ている方とかいたりとかしていますし、聞いているという人もいます。あと、会派内とかでほかの会派内のメンバーからこんなふうな話が出ているような意見も聞いている方もいると思うんですけども、議論の経過だったりとか、御意見、質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

小島委員どうぞ。

○小島委員 総務企画常任委員会で、市民生活部を入れるということに対して皆さん方にお諮りしたところ、それほど問題になるという意見はなくて、了承を得られたというふうに感じております。

以上です。

○森本委員長 建設経済委員長。

○田村副委員長 やはり皆さん、おおむね了解していただいて、ただ、総務企画じゃなくて福祉教育がいいんじゃないかという意見が一部ありました。

○森本委員長 どちらもおおむね了承ということなんですけれども、それでは皆さんにちょっと確認

をさせていただきたいと思います。じゃ、これ事務局案でこのスケジュールどおり進めるということとで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 ありがとうございます。異議がないということですので、このような形で進めていくようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、動議のガイドラインの検討についてということで、これも事務局のほうからまず説明をいただいいていいですか。

係長お願いします。

○長岡議事調査課係長 まず、資料はございません、そちら。まずちょっとお話をさせていただければと思うんですけれども、動議に関わるガイドラインの策定についてということで、これはちょっと事務局のほうでの御提案になります。

昨年までに本市議会では様々な動議が提出がされました。不信任動議ですとか、辞職勧告の決議、また動議、そして委員会の設置ですね、議員間の不祥事とか信頼回復、また条例の一部改正に対する附帯決議、また条例の一部改正に対する修正動議、入湯税ですとか、健康長寿センターの条例とか、そういった様々な動議があったわけです。もちろん事務局としましても動議自体は議員の皆さんの権利でありますので、そちらについては十分承知をしているところです。

しかしながら、実際その動議が出たときに、皆様もやっぱりお困りになった部分というのはあるんじゃないかなとちょっと事務局では思っていて、例えば、いつ動議が出るか分からない、出たときに口頭でこういう動議ですよと話をされてもなかなか1回聞いただけで内容というのは理解が難しいんじゃないかな。もちろん事務局のほうでも1回聞いて、その内容を確認して、じゃ、

それを成立させるための成立要件とか、あとはどういう手順でやるかとか、そういったところの確認なんかも含め、それは皆さんも、そして事務局のほうでもやっぱり混乱する状況があったんじゃないかな。で、それに伴って本会議も暫時休憩を取らなければいけないし、執行部の皆さんも待ってもらわなくちゃいけないしというような効率的な運営というのはなかなか難しかったんじゃないかなというふうに思っています。

あともう一点が、もちろん権利ではあるんですけども、動議の成立要件とかというのもやっぱりあるんですね。例えば、議員の皆さんの8分の1以上の賛同がないと、連名がないと駄目だよとか、12分の1以上の動議がないと駄目だよとか、そういう制度上のものがあるんですけども、なかなかそこをあまり理解されていないで出しているんじゃないかな、やっぱりそういったところを懸念する部分があります。

あと、仮にちょっと動議の危険性というものも一方であるんですね。例えば、誤った動議を可決してしまうと、執行部では誤った動議というのは執行部として受け取れないから、もう一回議会でちゃんと考えてください、再議を付すというのがあるんですね。例えば、今日本会議が終了しましたけれども、10日以内にその誤った動議を成立したとしたら、もう一回やってくれ、本会議開いて検討してくれというのを10日以内に出さなくちゃいけない。仮に誤った修正動議が再議に付される可能性というものも正直あるんですね。

そういった危険性といったものなんかも、やっぱり共通認識をまず1回つくって、その上で皆さんに適切な運用をしていただけるような標準的なガイドライン、そういったものをつくってはどうかというふうに事務局では思っております。

もちろん冒頭お話したとおり、議員の皆さんの

権利ではあるんですけども、その権利を適正に運用できるような標準的なガイドライン、そういったものをつくりたいと思っております、この場では議運の皆様がそういったガイドラインの検討というものを進めてよいかどうか御意見をいただけたらなと思っております。

以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。

あくまでも動議を出すことを制限するわけではなく、例えば、これでガイドラインができたとしても、じゃ、本会議途中に動議、手を挙げちゃいけないのかということそういうわけじゃない。これは議員の権利なんで、そこを規制するというのではなくて、先ほど係長からも話があったようにルー尔的な部分というか、分かっている部分もあると思う。地方自治法に定められる部分とかもあったりとか、あとはスムーズにその動議を進めるために事務局の協力を得るとか、そういう部分とかもあったりすることがあるかもしれないんで、ぜひガイドラインというものをつくっていきましようという事務局からの提案ではあります。

ただ、どういう形でつくっていくか、どういう検討をしていくか。もう完全に事務局に任せるのか、それとも我々が検討してつくっていくのかとか、そういう部分はちょっと決まっていないんですけども、まず今日はそのガイドラインをつくるっていく方向でいいのかということをやっと議論をしていただけたらなと思っています。

御意見とか質問とかありましたら、挙手をお願いしたいと思います。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 今説明をいただきまして、やはり誰が動議かけられるか分からない、誰がかけるか分からない、誰がかけられるか分からないというのを考えますと、ある程度は今言ったように、何てい

うんですか、何かのものに当てはまるのかというのが目安があれば、ある程度は皆さん覚悟を決めて協議できると思いますんで、ある程度のものはつくっていただいて、目印になるようなもの。

また、いろいろあると思いますが、議長もいるんであれですけども、万が一緊急動議にかけた場合に、賛成が何人いて、それが成立したとしても、議長は暫時休憩をかけて、これが本当に動議に値するかというものも議論してもいいと思うし、やはり次に一步に進む前にある程度は目安みたいなものがあって、もう連発に動議動議ということをはかけるのはいかなものかと。無知なゆえにかかってしまうということもあるんで、今回も前橋で一遍ありますから、議会で誰も動議をはかける者がいないぐらいにやっぱり慎重にやっているということもあるんで、そういったものを、物差しみたいなものがあれば、少し我々も勉強になっていくし、むやみな動議がなくなるということもできますし、かける方も、あつ、これはちょっと離れているねというものを理解する可能性もありますんで、やっていただければと思います。

○森本委員長 御意見をいただきました。

そのほか意見、質疑ある方はいらっしゃいますか。

○星野委員 私も今、中村委員が言った動議のガイドラインをつくるという方向については、私も大変賛成でありまして、じゃ、この後どういうふうにしていくんだというとなかなか難しい。もし、事務局さんのほうで他の自治体において、こういったガイドラインをつくって、このように運営しているというものの、もし例があればちょっとお話しいただければありがたいと思うんですけども。もし、こんなような感じ。

○森本委員長 係長。

○長岡議事調査課係長 すみません、私のほうで他

市のほうをそんなに一生懸命調べてはいないんですけれども、やはりいろんな形態が動議というものはあるもので、なかなかガイドラインまで落とし込んでいるというのは、正直自治体でつくっているというのは、私はまだ承知していない状況なんですけれども、ただ、何ていうんでしょう、こういった教科書みたいなのはやっぱり地方議会運営事典のような、そういった中で、じゃ、動議というのはどういうものと、成立要件とはこういうものですよとかという標準的なものは記載があるので、それに沿ったような形で内容を見ていただいて、また御意見をもらうという方向が、ちょっとずつつくっていく、そういった方法だったら可能なのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○森本委員長 よろしいですか。

小島委員どうぞ。

○小島委員 今まで動議を上げているわけですよね。そうすると、その動議の規則があって今までやっているわけなんですけれども、どこが問題で、どこを直すべきからそのガイドライン、ガイドラインまでする必要があるのかどうか。その動議のこの今までの規則を見直すのか、そこはちょっと整理したほうがいいと思うんですよね。

○森本委員長 規則を見直すとはちょっと違い、ガイドラインだから、こんなふうなやり方がありますよということを書くということだと思うんです。地方自治法ではこういうルールがありますよ。例えば、先ほど言っていたセコンドする人の人数は何人いる必要がありますよとか、それとか動議の定義としてどういうものが動議なのかということの定義とか、そういうものをある程度記載したものをつくったらどうですかということだと思うんですけれども、そういうこと。

小島委員。

○小島委員 今までの規則というのはどういうふうになっているかというところをまず整理して、そこからスタートすべきだと私は思うんですけれども。

○森本委員長 係長、何かありますか。

○長岡議事調査課係長 そうですね、おっしゃるとおりガイドラインという私は説明をしたんですけども、ただ、その中でも例えばですよ、修正動議というのは文章で出さなければならない。もうそれというのは決まっていることなんですね。なので、決まっている部分というのは、こういうのがまず基本でありますよ。それを踏まえた上で、じゃ、うちとして標準的にはこういうふうな取扱いをちゃんと確認しようね、標準的なその理解をまずは深めるというところは、小島委員のおっしゃるとおりだと思います。

その上で、うちの運営の中でガイドライン的なものがまた必要になればそこは協議の上でつくればいいのかとそのように思います。

○森本委員長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

相馬委員どうぞ。

○相馬委員 恐らく地方自治法の中で、動議の要件というのは全部決まっていますよね。あとはそこをどこまで理解、地方自治法のこの法の中身をちゃんと理解できれば、成立要件というのはもうそこで決まっているはずなんですけど、その動議の取扱いまでは恐らく決まっていなくて、動議出されたらそこですぐ第一義的にそこで審査をしなくてはいけないのかどうか。じゃ、議長判断で動議を出されたけれども、何番目の議案にするとかという、もしかしたらそういったところが細かいところが決まっていなくてもいいので、まずは地方自治法の動議の成立要件、それから動議の審査するための要件、それから結論を出すための要件、

これをきちんと一旦出してみて、それをみんな理解した上で、その間にある取扱いの仕方、そして採決の仕方というのをガイドラインという、ガイドラインでそれを制限、議員の権利を制限されると困るんですけれども、本当にそれが粛々と進むようなガイドラインになるということであればいいのではないかなというふうには思います。

○森本委員長 はい、ありがとうございます。

議長、何かありますか。

○齊藤議長 さっき係長が言った出すための要件として修正動議の意味は分かったんですけれども、前回みたく、ただ口頭で何とかなっちゃうみたいな動議を出されたときですら、例えば、那須塩原独自としては文面を出してやるというだけで抑制はかけられると思うんですよ、変な意味でね。

ただ、皆さん、だんだんあんなに連発して読んで理解してきて、一番最後、ほら、三本木さんが出したときに異議ないかあるかで、僕ありと言ったときに、みんな賛同して消したじゃないですか。だから、ああいうこともできるので、皆さんが出てきたときにどういう対応するかというものもまず必要なかなと。だから、出された人たちも考える時間の余地もなく、どうしたらよかったのかというのができなかつたんで、それぞれに不服がたまつたみたいのがあるので、それはやる必要がないんじゃないかと言ったときに、どう決していかが分からないまま議事が進行していったというのもちょっとよくなかつたのかなとは思って、一概にガイドラインというよりは、例えば、動議が起きた場合のシリーズをつくるとか、そんなんでいいのかもしれないですね。動議を受けて考える側と、動議を出したい方のそれぞれがあればいいのかなとは思いました。

○森本委員長 ありがとうございます。

係長。

○長岡議事調査課係長 おっしゃるとおりで、例えば、動議というのは、動議を提出して、そこに賛成議員を前回なんかは起立していただいて、その数を確認した。その賛成議員を確認した時点で、もう動議の成立というものはしてしまうんですね。なので、それ以降は取り下げようと思ったら、動議を出した方が引っ込めないと、引っ込める提案をして、議決を得ないと引っ込められないというようなルールがやっぱりあるところなんです。

なんで、例えば、今後の議論ですけれども、じゃ、提案して賛成者を諮る前にその議運、何ていうんですか、例えば、議運を開いて動議として認めるのかどうかというのを検討する場面をつくるのかどうかとか、そういったものも含めて検討ができればいいのかなというのが思います。

やはり最初は、まずみんな動議で決まっていることというのは何というところから共通理解が深められたらまずいいのかな。

○森本委員長 議長。

○齊藤議長 俺、思ったのが、那須塩原市というのはどうしてもコンパクトに議事が進むので、やっぱり今日もお昼ぐらいで終わるだろうみたいな予測範疇なんですけれども。よその議会というのは下手したら8時ぐらいまでやっていたりすると思うんですよ。なので、多分そういった動議であったり、何々が出てきたら議運開くまでに言っちゃった手前、どんな議案つくんだというのをみんな待たされてという話になってきているのがあって、ちょうど委員長が言ってくれたとおり、言ってくれた人の権利も奪わず、ちゃんとやんなきゃいけないんだけど、できれば思いつきでやってくるのだけは勘弁してくれというようなのは、書けないけれども、議員間の中では持ってもいいんじゃないのかなと今聞いて思ったんですけれども。

出されて、取りあえず言っちゃって、セコンドしたら暫時休憩といって、そこから5時間も議案書できるのを待っていたら、みんな嫌になっちゃいますからね。それが果たして権利で対応できるのかどうか、ちょっと微妙なので。もちろん用意されていれば、みんなに申告はされると思うので、大体流れは想定されるレベルではね。

○中村委員 いいですか。

○森本委員長 どうぞ、言ってください。

○中村委員 傍聴行くと、議長が止めて、延々と3時間、4時間平気で止めるところがあるのね。

〔「やっぱりそうでしょう、そうですよね」
と言う人あり〕

○中村委員 だから、それがやっぱりすぐに議長が、誰かの議員の暴言だってもう止めちゃうから、それでやっていて、3時間、4時間平気で止めますから、やっぱりその辺はいいと思いますよ。しっかりと、やっぱりいろんなことがあるんで。

○森本委員長 皆さんの御意見を聞いていますと、大体、今ガイドラインをつくるということには賛成の方向なのかなというふうな議論にはなっているのかなとは思いますが、そのほかに御意見ある方はいらっしゃいますか。いかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 それでは、まずはガイドラインをつくるという、その方向性ですね、ガイドラインをつくるという方向性で議運のほうを進めていくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないと決めさせていただきます。

では、今後どういう形でガイドラインを作成していくかというのは、今後検討していきますけれども、本日はこのガイドラインをつくっていくと

いう方向性を決めていくということで、今後、タイムスケジュールだったりとか、どういう組織でというか、議運でやるのかとか、それを含めて議論を進めていきたいと思いますので、そのように考えておいていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、2番のほうは終わらせていただきます。

続きまして、③その他なんですけれども、本日議運で皆さんからその他として議論しておきたいことがあれば御提案ください。

中村委員どうぞ。

○中村委員 今日、最終日で議決案件がかなり出まして、実際にはありました賛成・反対。ただ、今日、委員長なりが全会一致で賛成を得ましたという報告をした中で、福祉教育常任委員会の馬場の件で全会一致で報告が委員長からありましたが、その委員のメンバーである金子議員が反対討論を述べるということは、やはり委員会に付託されたものが慎重に審査をした結果、全会一致で賛成を得ましたという報告をしたにもかかわらず、メンバーの一人が委員会の開催中に異議を申し立てるとか、異議ありとかという決を採ったときに言っているんであればいざ知らず、何もしないで反対の意も見せない。異議あり異議なしも言わないというのは、そういうふうに委員会を主体に尊重した中で審議をしたものに対して、どっちでもいいやというような行動を取っていくような委員会でいいのかどうかということをちょっとお聞きしたかったんで、はい。

○森本委員長 私も大変そこは違和感を今日感じました。

委員長報告が全会一致で賛成とすべきものという……

○中村委員 決しました。

○森本委員長 決しましたと、そういう報告が委員

長からあって、それなのに討論になったらその委員会メンバーから反対討論が出ているというふうに聞いたんで、どういうことと思ったんですけれども、ちょっと理解に苦しんだところではありますけれども、常任委員会のその審議というものの、審査というものをちょっと軽んじちゃっているのかなというのは私も感じたところではあります。

福祉教育常任委員会じゃないんで、どんな審議があつて、金子さんがどんな態度だったのかちょっと分からないんですけれども、これどうなんですか。规则的に何かそうやってあったりするんですか。

議長。

○齊藤議長 中村さんにさっき言ったんですけれども、僕は隣に、ここにいるんで金子さんが。ということで、その日の採決のときは挙手採決になったんで、当然みんな挙げていられるであろうみたいな感覚であったところも確かなんですよ。じゃ、委員長が全部こう見たのかということ、そうでもないだろうなと。別にこれ金子さんの擁護じゃないです。

金子さんは、ぼそっと俺は棄権だと言ったんです。いや、棄権はできないよと。棄権するなら退出しなきゃ駄目でしょうという話をして、その間にもう決しちゃったんです。

なので、委員長は委員長で全会一致と書きちゃっただけ。だから、コンセンサスは取れていない。

○森本委員長 普通、全会一致のときというのは、御異議ございませんか、異議なしじゃないですか。挙手採決になるときというのは、反対の人がいるときには挙手採決。

〔「あれ異議なしだよ」と言う人あり〕

○齊藤議長 異議なしだったっけか。あつ、そうだ、ごめんなさい。じゃ、挙手じゃなかった、ごめんなさい。

異議なしだから、言わないことが反対だみたいな話になっちゃっている、ごめんなさい。なので、意思確認が、本当に構わない人は言わなくてもなしに乗っかっているからいいんですけれども、悩んでいて言わないまま採決が過ぎて、なしですと言われたら、俺は反対だったのにと言われても、そこからはさっき中村さんが言ったとおり、そんなのもう議員としてもう何期もやっている人がやる態度でもないということで……

○森本委員長 異議ありと言わなかったんですね。

○齊藤議長 言わなかったわけです。

〔「誰も聞いていない」と言う人あり〕

○齊藤議長 そうそう。それはそうです。ごめんなさい。俺が間違っちゃった。

○中村委員 今議長が言った理論でいくと、本会議で異議なしと言わない人はいっぱいいるわけ。

○齊藤議長 そうなんです。だから、困っちゃうんです。

○中村委員 だから、採決のときには異議なし・異議ありをはっきり言いなさいということを書いてあるにもかかわらず、半分以上の人が無言なんです。

○齊藤議長 言ってくれないんですよ。

○中村委員 だから、無言の人が私は反対だよと言った場合に、じゃ、どうなるの。

○齊藤議長 そうなんです。

○中村委員 それはやっぱりしっかりと皆さんで議員間で共有しておかないと、私はあのときなんて言ったか、俺はあのとき反対だったんだよ、それはないだろうと。まず、議会人として市民から選ばれた人間の態度じゃない。議決案件はマニフェストで何回も勉強したとおり、命がけの議員に与えられた決断力ですよと言われているにもかかわらず、7期ですからね。やっぱりそこら辺、人を指導する立場の人がこれはやっちゃいけないです

よ。これは議会の委員長のほうから、しっかりと意見を言って、正してもらわなきゃいけない。

○森本委員長 小島委員どうぞ。

○小島委員 基本的に間違っていますね、金子さんね。要はあそこで反対すべきなんです。だから、異議ありでいいですよ。

〔「異議ありでよかったんです」と言う人あり〕

○小島委員 そうです。それを何でしなかったのかなと、私はいまだに思っていますよ、それは。

○中村委員 そうでしょう。俺もあのときに嫌だったら異議ありでいい。討論する討論すると言うから、賛成討論か反対討論か分からないんです、我々は。

○小島委員 本当はそれを、ただし年も高齢なんで、反対……

○中村委員 それは通らない、それは通らない、議会中。それを言ったら市民に侮辱になるでしょう。

○小島委員 そうなったって、その後、心変わりしてしまったとかどうか、そこはちょっと分からないですけども、どうにもならないです、それはね。どうにもならないですよ、それはね。

○中村委員 いや、だからいいんです。これからのことを皆さんで話し合っていかないと、やっぱり。

○小島委員 あそこで何で異議ありと言わなかったのかなと、私は。

○森本委員長 これ常任委員会の審査を軽視したことになっちゃうんじゃないかなと気はする。

○中村委員 もう委員長の文言を議事係長に変えなきゃいけないんですかと、俺確認したよね。

〔「はい」と言う人あり〕

○中村委員 全員賛成しているのに、反対がいるんだから、そうしたら委員長の報告は間違いでしょうと。

○森本委員長 手を挙げた星野委員。

○星野委員 例えば、その委員会のときに、常任委員会の福祉のときに、金子さんも議長と話せるときに、最後には今回のこういったガイドラインをつくらなくちゃならないとあるのは、金子さんも言っていたのは、その討論をするか、反対討論するか分からないと宙ぶらりんだったんだよね。そのときに、やはり先輩議員やいろんな方から……

〔「一番先輩だけれども」と言う人あり〕

○星野委員 一番先輩だけれども、先輩議員からもう何年もやっているからもう分かりますよねということで、当然のことながら委員長に、変な言い方、恥をかかせるようなことになるわけですよ。今の議運長も言ったように、きちっとした委員会で審議をしてやったのに、中途半端にやるかどうか分からないなんて言いながら、そこで終わっちゃって、やっぱり最終的にはこういうふうになっちゃうということだから、ここは今言ったように、やはり委員会の中で共有してやっていくことが必要だと思いますよね。

○森本委員長 平山委員。

○平山委員 そういうことで分からないという人もいる。もう分かっていると思ってやっちゃうとそういうことがあるんだから、分からないという1期生もいるし、これ1期生がこれ学んでいっちゃうから、下手に。もう駄目ですよと、それは議員か何かの通達で何かやるとか、議員の全協があったらそこで話しするとか、ざっくばらんに。そういうことは基本だけれども、普通はやらないと思うけれども。

○森本委員長 それを一番の先輩がやっているというのも疑問なんですけれども。

○平山委員 だから、その辺は金子さんを責めるとい、分からないだから、こういうことは駄目ですよとその都度言っていかないと、1期生なんかは特にそれを勉強していくでしょう。そういうの

を言っちゃったほうがいいと思うんだよね。

そして、俺だけで分かっている人はそんなことはやらないよねと言っても、こういうことで金子さんがということに、中村委員が言ったように、前回もやったじゃないですかと。

○中村委員 年輩はわがままでいいのとなつちやったらおかしいでしょう。

○齊藤議長 通告を切ることはできるの、議長の権限で。その委員会を重んじてとか、いや、ナイフを突きつけられていて、異議なし・ありと言えなかったんだともし脅迫事件があったとして。

それで、俺、議場ではパフォーマンスで賛成に回るとか。

○森本委員長 あれ、政治倫理条例の中で、結局議長からの勧告とかいろいろ決めた中にさ、そういう例えば、常任委員会を軽視したとかそういうのではないよね。

課長。

○岩波議事課長 すみません、政治倫理条例の中で、政治倫理基準というのが8項目上がっているんですけども、何かちょっとかするかなというところは、故意に議会運営を妨げるような行為を行わないこと、そのぐらいですかね。もしかしたら当てはまるかなというところ。

○中村委員 大した罪はないよね。大した罪はない。やっぱり委員会に付託されたものを審査をしているんで、委員会で決めたのが大きいんだから。

○小島委員 そこで、異議ありと言えればいいだけの話なんですよ。

○森本委員長 議長。

○齊藤議長 普通の懲罰のその地方自治法のほうには乗っかってこないのですか。懲罰動議って提案すればできるんでしょう、別に。政治倫理審査会に言ってくれた課長のやつは、政治倫理審査会にかけないと出てこないんですよ。うちらが言えな

い、直接。なので、その該当しない状態での地方自治法の懲罰委員会というのがあって、それを開けることでいろいろやっているのはそうなんですよ。昔の。

○森本委員長 多分、討論したことがいけないんじゃないくて、常任委員会の審査を軽視したことがよくないことなのかなというふうに。

○齊藤議長 だから、めつと言いたいわけでしょう。

○森本委員長 めつというのは、駄目よというような。

○齊藤議長 だから、懲罰というタイトルになっているけれども、そこしかないのかなと思ったんで。言える期間がない、言える機会。

○相馬委員 地方自治法だと恐らく173条か何かに懲罰というのがあれが、大丈夫ですか。

○森本委員長 どうぞ。

○相馬委員 すみません、あつて、議会の秩序を乱した議員に対して科せられる制裁という、そういう議会の秩序という言葉になっちゃうので。

○齊藤議長 ごめんね、手挙げなくて。

実際、よく考えてみたら委員会のとき賛成しちゃったんだけど、当日反対しちゃうんだよなという人はどうしたらいいの。

○森本委員長 それもあり得るね。

○齊藤議長 だから、今日みたいなものなきにしろなのかなと思っちゃったんだけど。

○森本委員長 例えば、今日の戸張議員……

○中村委員 そうそう、それも含めてみんな議論していけばいいんだよ。

〔「そうそう」と言う人あり〕

○森本委員長 建設経済常任委員会のときに、賛成した、陳情に賛成したんだけど、今日の議場で戸張さんは反対しました。あれは、だけれども、2回あるうちの最初は賛成と思ったけれども、考えて考えて反対になったのかなというふうに思っ

ただけけれども。

○齊藤議長　うちの赤塚君だって、金子さんの討論聞いていたら、ごもつともだと言って、自分の思いと合致したから賛成しちゃった。

だから、自分の思いももともとあったんだろうけれども、だからどうしたらいいのかなと思っちゃう。

○中村委員　前の陳情の決を採ったときも、あれどこで採ったんだっけ。

〔「建設経済です」と言う人あり〕

○中村委員　要するに、同数になったわけです。

〔「同数じゃなくて逆転になった」と言う人あり〕

○中村委員　そのぐらい重いものをころっと変えたわけだ、戸張君も。それは個人の自由だと言えば、みんなそういうふう to 今度は裏をかく仕組みも考えなきゃという考えを持つ可能性もあるんだよ。

だから、それはやっぱり皆さんでしっかりと議論しておいたほうがいい。

○森本委員長　あえて、常任委員会のときに反対とか賛成とかどっちかして、安心させておいて、本会議でころっと。

○小島委員　そういうつもりではないと思いますが。

○中村委員　分かるけれども、そういうものもやっぱり本人に一言知識としては教えておかないと、うっかり八兵衛というのはいっぱいあると思うんだけれども。

○齊藤議長　ナカリユウさんと寿一さんしか知らない伝説のホールボディ・カウンター、俺は議会の前で議員になる前ときなんか、一生懸命票読みして、取れるか取れないかまでやっていたと言っていただけれども、これがオーケーになっちゃたら当日全然票読みできないというぐらいもう秩序というのがあるけれども。

○中村委員　これはやっぱり、資質の問題になっち

やうわけだよ。ころころ変わるという。

○齊藤議長　これは厳しいよね。どうしたらいいんだろう。

○中村委員　難しい。

○齋藤副議長　委員会で決定しても、最終的には本会議で決定だから。

○齊藤議長　そうなんですよ。

○齋藤副議長　そこが軽視がされると思うんだよ、委員会。

○小島委員　そうですね。

○齋藤副議長　委員会では、決まりの中ではある程度、最終的な決断として本会議で手を挙げちゃえば、それは有効になるというのは議会。

○齊藤議長　かなりこういうふうな風潮が今後、何ていうの。

○中村委員　そうすれば、今、寿一さんが言ったこと、分かるよ。だけれども、基本、基本を決めているんだから。

○齋藤副議長　もちろんそうだよ。

○中村委員　そう。それをどちらでもといって、本会議ですよというのを考えれば、ここでむやみにいたずらも考えるようなパターンが出てくる可能性もあるからね。それはやっぱり難しい。

○齋藤副議長　理屈的にはそうになってしまう。

○平山委員　圧力が来たらころころ変わっちゃうという、外からの圧力どうなっているんだと。あそこで何でひっくり返せないのかとなったときに、そういうふうになっちゃうんですよ。

それだけ我々は大変なんだよね、決断したことは。市民に受けることばかりじゃないんだから。票も減ることもあるかもしれない。それ決断しているのにさ。それが、じゃ、いいほうに行くと、ころっと。

○森本委員長　1回手を挙げて審査しましょう。戻します。ちょっと今、雑談っぽくなったので、1

回手を挙げて、意見ある人は手を挙げてください。
議長お願いします。

○齊藤議長 最初に言ったとおり、自分が悩んだときの対応をしっかりしてくれということと、委員会の決までに考えを決められなければいけないわけです。その日のうちに悩んでいる。じゃ、もうちょっと人に聞きたいというのは、それは自分のおごりであって、その日までに自分がしたいことをしっかりと持って、意見をぶつけ合わなければ議論にならない。

ましてや、最終日なんて討論できないわけですから。討論じゃない、ごめんなさい、議員間討議ができないわけですから、なので今回の場合はちゃんともう皆さんにその日までに決めた結果を尊重、自分で尊重しながら最終日に臨んでくれという話はするべきなのかなと思います。そういう感じですかね。

○森本委員長 それ、そのとおりだなと思うんですけども、ルールでない以上、例えば、会派内で言ってもらうとかそういう方がいいのかなと思う。

○齊藤議長 じゃなくて、今言ったとおり議員が付託された委員会での話なので、常任委員会であるべき姿で、もし僕がこれ対症療法になっちゃうんですけれども、例えば、今回みたく、どっちにすればいい、議案の場合は逃れられません。陳情の場合はやっぱり初日審査は結構厳しいんじゃないかと思っているんで、時間をちょっと取れるようにしてもいいのかなと思いました。うちらの場合は、本当大変だったですね、福祉はね、なので。議案の場合はもう出ている、示されていますから。全協でもう言われているのに、その日に決めて当日反対はやっぱりないと思うんで、一番最初に戻って、ちゃんとそれは、例えば、委員長もその中にちょっと係長大変だけれども、ちゃんと決

を求めるように言うようにしていくとか、何回も言うしかないですもん、分かってもらうために。

係長が言う必要がないんで、一番最初の挨拶にしっかりと自分の意思を持って採決に臨んでくれという話をしたほうがいいんじゃないかな。

○森本委員長 常任委員会内で注意してもらおうということですか。

○齊藤議長 もう最初に言うしかない。

○森本委員長 中村委員。

○中村委員 よく正副委員長会議というのを議長、やっていますよね。

○齊藤議長 それはやっています。

○中村委員 その正副委員長が集まったときに、議長からしっかりとそういう話をやっていただければ、それから常任委員会の協議会でも何でもそのとき委員長からいろいろ出ますから、そういうもので通達していただければ、整理つくんじゃないですか。

○相馬委員 今回の件については、これまでも何か以前もそういうことがあったときに、いろいろあったと思うんですが、きちんと議会運営委員会から全議員に対してこういうふうなことがありまして、こういうふうなことに関しては議会運営委員会としてはこういうふうな判断にしましたということをしちゃんと全員に通達できて、委員長・副委員長会議でやっても、恐らく今までもそうやってやっていて、こういうもんですよとやってきても、こういう結果になるので、全議員にちゃんと議会運営委員長の名前で通達でいいのかな、何か方法で全議員に示すことはやるべきなんだろうというふうに、すみません、思います。

○森本委員長 平山委員。

○平山委員 いいですか。全協とか何かで一度に伝えると、それが一番いいんじゃないですか。

○中村委員 それやったって、もう駄目だと言って

いるんだから。

○平山委員 駄目なんだ。

○齊藤議長 通達をして、全協に臨めば大丈夫です。
両方。いや、読まないよ、見ないんだもん。通達
したって。

○森本委員長 分かりました。じゃ、事務局とも相
談して、どんなふうな通達にするか、ちょっと相
談して、私の名前で一旦出せるようにして、それ
を出した上で全協とか正副委員長会議とかそうい
うところで、何かちょっとしつこく言わないと通
じないかなという気はするんで、良識ある審査、
そして常任委員会をちゃんと重んじるという部分、
議員としてのその発言の重さというものも理解し
てもらえるような、その辺を伝えることができれ
ばいいのかなというふうに思っています。

〔「よろしくお願いします」と言う人あ
り〕

○森本委員長 じゃ、そんな形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 では、じゃ、3番のその他、そのほ
か今回の件以外で議論していきたいことがあれば。
いかがでしょうか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 事務局から何かありますか。大丈夫
ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 じゃ、協議事項のほうを、じゃ、以
上で締めさせていただきます。お疲れさまでした。

—————◇—————

◎その他

○森本委員長 続きまして、大きい4番のその他で
すけれども、大きい4番、協議事項以外でここで
確認したい、報告することがあればお聞きます。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 次回開催なんですけれども、11月13
日、1時30分から第1委員会室で、ここですね、
行いますので、お集まりいただきますようによろ
しくお願いいたします。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○森本委員長 以上をもちまして議会運営委員会を
閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時30分